

# 社協会員を募集

しています！



## 社協会員・会費とは？

東海村社会福祉協議会(村社協)の基本理念「かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり」に基づく地域に根差した地域福祉活動に賛同し、ボランティア等への直接的な参加協力が難しくても、会員として会費を支払うことで、村社協の活動を財政的に支えるサポーターとして協力いただくものです。

### 【加入する方法】

村社協窓口(総合福祉センター「絆」内)にて、通年で納入(加入)を受け付けています(午前8時半～午後5時15分)。窓口で会費をお預かりし、その場で今年度の会員加入手続きが完了します(自治会・直送組合に加入されている方については、各地区の自治会長様・班長様のご協力により、班を通して納入いただいています)。

### 【会員の種類】

- 普通会員 1口300円以上 (村内在住の世帯のみ)
- 特別会員 1口1,000円以上 (村内・村外在住の世帯)
- 法人会員 1口5,000円以上 (村内外の法人・団体・施設など)



○来所が難しい場合は、ご自宅にお伺いすることもできますので、下記までお問い合わせください。

○村外在住の方などで、振込支払いをご希望の方は、振込用紙(ゆうちょ銀行)を郵送することもできますので、下記までお問い合わせください。

## ご協力いただいた会費は、このような地域福祉活動に活用しています



▲『地区社協』活動の支援

村内6小学校区にある地縁型ボランティア組織『地区社協』の活動をサポートし、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるための活動を共に推進しています。



▲大判印刷プリンターの整備

ボランティア登録団体や自治会のイベント等の地域活動で活用できるよう、大きなサイズのポスターや横断幕等を印刷する大判プリンターを整備しています。



▲貸し出し用福祉車両の整備

車イスのまま病院への送迎等に利用できる福祉車両(リフト車・スロープ付き小型車)の貸し出しのため、車両の修繕など必要な整備を行っています。



# 東海村社会福祉協議会のことや 社協会員のことをもっと知りたい！



## 社会福祉協議会のことを教えて！

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各都道府県・市町村に設置されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。当会の趣旨に賛同いただき住民・法人・団体等の皆さまのご参加・ご協力のもと、“誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり”を目指し、地域に根差したさまざまな福祉活動を展開しています。

## 村社協の財源はどうなっているの？

村社協のさまざまな事業を運営するために、会員の皆さまからいただく貴重な社協費の他、村等からの受託金や補助金・各種事業による収入・寄付金・共同募金からの配分金などを活用しています。



## 村社協はどのような活動をしているの？

東海村に暮らす住民一人ひとりの「住み慣れた街で安心して暮らし続けたい」という願いをかなえるため、さまざまな地域福祉活動を展開しています。

### 住民同士が「つながる」「支え合う」「助け合う」地域づくり

- 地縁に基づく住民同士の助け合い活動の推進
- ボランティア活動の推進
- 子どもたちへの福祉教育 他

### 一人ひとりの想いを尊重する地域生活支援

- 子育て世帯へのサポート
- 障害のある方、介護が必要な方等へのサポート
- 子どもたちへの学習支援 他

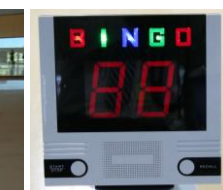
### 多様な生活課題に応える地域ネットワークづくり

- 心配ごとや困りごとの相談
- 生活の困難さを抱える住民へのサポート
- デマンドタクシーの運営 他

\* 詳しくはホームページをご覧ください

## 社協会員になると、どんなサービスが利用できるの？

社協会員は、下記のような福祉機材の貸し出しサービスを無料でご利用できます。地域のイベントなどにぜひご利用ください！ ※要予約・3ヶ月前から受付



▲ イベント機材（綿菓子機・かき氷機・ポップコーン機など）・レクリエーション機材

▲ 福祉車両（スロープ付小型車・リフト車）・車いす（自走用・介助用）